

小規模保育事業A型 たかさぎ保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名称	社会福祉法人あしかび
所在地	大阪市住之江区平林南2-6-54
電話番号	06-6685-5858
代表者氏名	理事長 宮上 吉史

2 事業所の概要

施設の種類	小規模保育事業A型
施設の名	たかさぎ保育園
施設の所在地	大阪市住之江区御崎3-1-17
連絡先	電話 06-6686-5678 FAX 06-6686-8855
管理者	施設長 柴村 奈央子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認可定員	0歳児 2人 1歳児 4人 2歳児 4人
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童 8人 満1歳未満の児童 2人
開設年月日	平成30年4月1日
事業所番号	2710052003029
ホームページアドレス	https://hoikuen.ashikabi.ed.jp/

3 事業の目的・運営方針

たかさぎ保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし土曜日保育については、認定子ども園 たかさぎ子ども園にて保育の実施となります。

また、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

ただし以下のケースの場合は休園となります。

- ① 停電を伴う設備点検の実施日
- ② 大阪メトロ等公共交通機関等が運行停止の場合
- ③ 午前 6 時 50 分頃放送の NHK の天気予報にて、大阪市内に暴風警報が発令された場合
- ④ 当園の職員が感染症等に罹患し、特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準に規定されている職員の出勤が見込めない場合

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間
保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間
保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から9時まで又は17時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

- (1) 食事の提供方法
認定子ども園 たかさぎ子ども園にて調理し、食事を運載します。
（調理業務は株式会社南テスティブアルが行います。）
- (2) 食事の提供を行う日
保育を提供する日は、原則毎日食事の提供を行います。ただし、(株)南テスティブアルが休業日やお弁当をご用意いただきます。
児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造5階建のうち1階
	延べ面積	62.30㎡
	屋外遊戯場	3,000㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室、ほふく室及び保育室	1室	
その他	保育室温水式床暖房、調理設備、調乳設備、沐浴設備、シャワー設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い他	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
下記8に記載する時間において、保育を提供します。

6 職員の職歴、員数及び職務の内容 令和6年4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所屬職員を監督	1	1	0	
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	4	1	3	
保育助手	当園の環境の整備その他の用務に従事する	0	0	0	

＜各職種の勤務体系＞

職種	勤務体系
施設長	正規の勤務時間帯（9：00～18：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

(3) アレルギー対応状況

- ・除去食に対応します。
- ・大阪市の食物アレルギー対応マニュアルにしたがって給食の実施を行います。アレルギーキッズがある場合は給食の提供はできません。ご家庭からのお弁当の用意が必要となります。
- ※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば事前にご連絡ください。アレルギーによっては対応できない場合もあります。
- (4) ハラール食の対応状況
 - ①使用する食器・調理器具は基本的に他の園児と共有のものを、充分に洗浄して使用します。
 - ②加工食品の注意喚起表示(コンタミネーション)の除去対応は承れません。
 - ③調味料、揚げ油の共有、だし等について対応が必要になる等、詳細を「食物アレルギー以外の特別対応食申込書」の提出が必要です。
 - ④給食提供が困難な場合は、ご家庭からのお弁当の用意が必要となります。

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

- (1) 連携内容
 - ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援
 - イ 代替保育（当園の職員の病欠、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供
 - ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

(2) 連携施設

- ア 認定子ども園たかさぎ子ども園
- ①運営主体 社会福祉法人あしかび
 - ②所在地 大阪市住之江区平林南2-6-54
 - ③電話番号 06-6685-5858
 - ④連携内容
 - ・集団生活を体験させるための機会の設定
 - ・代替保育の提供
 - ・当園における保育の提供終了後の継続的な受入 2名
- イ 住之江保育園
- ①運営主体 社会福祉法人住之江福祉会
 - ②所在地 大阪市住之江区御崎5-9-16
 - ③電話番号 06-6685-5609
 - ④連携内容
 - ・当園における保育の提供終了後の継続的な受入 1名

ウ 大阪市立浜口保育所

- ①運営主体 社会福祉法人なみはや福祉会
- ②所在地 大阪市住之江区浜口西 3-4-6
- ③電話番号 06-6674-3835
- ④連携内容 ・当園における保育の提供終了後の継続的な受入 1名

12 利用料金

- (1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。
ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
（1）に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

- (1) 当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。
① 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科	
医療機関の名称	宮武医院
医院長名又は医師名	宮武 利行
所在地	大阪市住之江区新北島1-9-23
電話番号	06-6683-5050

(2) 歯科

医療機関の名称	西田こども歯科
医院長名又は医師名	西田 直弘
所在地	大阪市住之江区南加賀屋2-8-25-201
電話番号	06-6681-5557

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、緊急連絡票等にもとづき保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知設備 有 ・消火器 有 ・非常警報器具・設備 有 ・誘導灯 有 ・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾗｰ 無 ・避難器具 無 ・ｶｰﾍﾞﾝ、敷物、建具等で可燃性のものの防炎処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 桑村 奈央子 ・ご利用時間 9:00～17:00 ・電話番号 06-6686-5678 F A X 06-6686-8855 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者 委員	近藤 遼 電話番号 06-6761-1171 大阪市私立保育連盟 会長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	① 所有・監理する施設もしくは業務の遂行が原因で、他人に怪我をさせたり他人の物を壊してしまった損害を補償 ② 製造・供給した商品もしくは引き渡した作業が原因で、他人を怪我をさせたり他人の物を壊してしまった損害を補償
保険金額	5億円

保険の種類	普通傷害保険
保険の内容	保育園にて活動中にて、園児が急激かつ偶然な外来の事故によりお怪我をされた場合の補償
保険金額	死亡・後遺障害 1,500千円 入院保険金日額 2,250円 通院保険金日額 1,500円

※詳しくは、別途配布する「保険のしおり」を御確認ください。

21 園児の利用状況(毎年度5月1日)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	0	0	0
1歳児	4	3	4
2歳児	4	2	4
計	8	5	8

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	なし	なし
自己評価の実施状況	なし	なし

23 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

・なし

24 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はできません。

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費徴収分）

・なし

2 時間外保育に係る利用者負担

- (1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料
保育標準時間に係る時間外保育は認めないが、18：31を過ぎるの降園の場合は、5分毎に100円の時間外保育料がかかるものとする。
- (2) 保育短時間認定に係る時間外保育料
・7：30～9：00 月額 3,000円
・17：00～18：30 月額 3,000円
・1回あたり 300円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。